

令和8年2月定例会

議案参考資料

久喜市教育委員会

## 資 料 目 次

### (議案第 5号)

久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部改正に伴う 新旧対照表	1
-------------------------------------	---

### (議案第 6号)

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の 一部改正に伴う新旧対照表	
（第5条 久喜市就学援助規則の一部改正部分）	3
（第28条 久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一 部改正部分）	4

### (議案第10号)

久喜市教育委員会公印規程の一部改正に伴う新旧対照表	7
---------------------------	---

久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<p>(実施予定日数)</p> <p>第4条 久喜市教育委員会(次条第2項及び第7条において「教育委員会」という。)は、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)においては188日、中学校(義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)においては185日をそれぞれ基準として、学校給食を実施する予定の日数(第6条第1項及び第7条において「実施予定日数」という。)を定めるものとする。</p> <p>(学校給食費の額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、_____学校給食の提供者を受ける者_____のうち、食材等に関して、食物アレルギー等の特別の配慮が必要と認めるものに係る学校給食費の額は、別表の左欄に掲げる給食対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の範囲内で教育委員会が別に定める。</p> <p>(学校給食費の納付等)</p> <p>第6条 学校給食の提供者を受ける者 _____ _____ _____は、前条に規定する学校給食費の額に実施予定日数を乗じて得た</p>	<p>(実施予定日数)</p> <p>第4条 久喜市教育委員会(次条第2項及び第7条において「教育委員会」という。)は、小学校_____に _____においては185日をそれぞれ基準として、学校給食を実施する予定の日数(第6条第1項及び第7条において「実施予定日数」という。)を定めるものとする。</p> <p>(学校給食費の額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>児童又は生徒その他</u>学校給食の提供者を受ける者(次条第2項及び第7条において「児童等」という。)のうち食材等_____ _____に関して、食物アレルギー等の特別の配慮が必要と認めるものの_____ _____学校給食費の額は、別表の左欄に掲げる給食対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の範囲内で教育委員会が別に定める。</p> <p>(学校給食費の納付等)</p> <p>第6条 学校給食費負担者(学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等(児童又は未成年の生徒については学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条の保護者を、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。)その他学校給食の提供者を受ける者をいう。)は、前条に規定する学校給食費の額に実施予定日数を乗じて得た</p>

額を11で除して算定した額を学校給食の提供を受けた月ごとに市長に納付しなければならない。ただし、8月に実施した学校給食に係る学校給食費は、9月分の学校給食費に含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学校給食の提供を受ける者のうち、臨時又は不定期に学校給食の提供を受けるものは、同項に規定する月ごとの学校給食費の額を上限として、前条に規定する学校給食費の額に月ごとの学校給食を受けた回数に乗じて得た額を市長に納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、児童又は生徒(生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定より教育扶助を受けている世帯の児童又は生徒を除く。)に係る学校給食費については、徴収しないものとする。

(学校給食費の調整)

第7条 前条の規定にかかわらず、教育委員会は、一の会計年度において \_\_\_\_\_ 学校給食の提供を受ける回数が、実施予定日数と異なるときは、当該年度において徴収すべき学校給食費の額について必要な調整を行うことができる。

額を11で除して算定した額を学校給食の提供を受けた月ごとに \_\_\_\_\_ 納付しなければならない。ただし、8月に実施した学校給食に係る学校給食費は、9月分の学校給食費に含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、転入又は転出その他 \_\_\_\_\_ 臨時又は不定期に学校給食の提供を受ける児童等の学校給食費は、同項に規定する月ごとの学校給食費の額を上限として、前条に規定する学校給食費の額に月ごとの学校給食を受けた回数に乗じて得た額を \_\_\_\_\_ 納付しなければならない。

(学校給食費の調整)

第7条 前条の規定にかかわらず、教育委員会は、一の会計年度において 児童等が学校給食の提供を受ける回数が、実施予定日数と異なるときは、当該年度において徴収すべき学校給食費の額について必要な調整を行うことができる。

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の一部改正に伴う新旧対照表

(第5条 久喜市就学援助規則の一部改正部分)

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な学齢児童、学齢生徒(法第18条に規定する者をいう。以下それぞれ「児童」又は「生徒」という。)又は入学予定者(久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の次年度の入学予定者で久喜市に住所を有する者をいう。以下同じ。)の保護者(法第17条第1項又は第2項に規定する義務を負う者をいう。以下同じ。)に対し、予算の範囲内で必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(就学援助の費目)</p> <p>第3条 就学援助の対象となる費目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な学齢児童、学齢生徒(法第18条に規定する者をいう。以下それぞれ「児童」又は「生徒」という。)又は入学予定者(久喜市立小中学校__の次年度の入学予定者で久喜市に住所を有する者をいう。以下同じ。)の保護者(法第17条第1項又は第2項に規定する義務を負う者をいう。以下同じ。)に対し、予算の範囲内で必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(就学援助の費目)</p> <p>第3条 就学援助の対象となる費目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 学校給食費</p> <p>(8) 略</p> <p>2・3 略</p>



様式第1号（第7条関係）

特別支援教育就学奨励費支給申請書

年 月 日

久喜市教育委員会 あて

申請者（保護者） 住 所  
氏 名  
電話番号

（氏名は署名してください。記名押印も可能です。）

特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給を受けたいので、久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 学校名、児童・生徒氏名、学年

学校名	児童・生徒氏名	学年
久喜市立		年
久喜市立		年
久喜市立		年

2 添付書類

- 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第2号）
- 市区町村が発行した前年の収入を証明する書類（市が公簿等で確認できる場合は不要）
- その他教育委員会が必要と認める書類（ ）

3 同意事項

- 就学奨励費の支給認定及び支弁区分の決定に当たっての審査及び当該決定後の支給要件の確認等のため、教育委員会が、様式第2号「特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書」に記載した申請者の世帯の住民情報及び税務情報、生活保護の受給状況及び久喜市就学援助規則の規定による就学奨励費の受給状況を確認することに同意します。
- 学校に納めるべき学用品費、通学用品費等に未納があった場合には、就学奨励費から充当することに同意します。
- 転入した申請者については、転入前の市区町村における就学奨励費及び就学奨励費の受給状況を確認することに同意します。

4 委任事項

市から受ける就学奨励費について、その受領、物品購入等に係る代金の支払、返納及び学用品費等の未納分への充当事務に関する一切の権限（事務）を対象となる児童生徒が在学中の学校の校長に委任します。

様式第1号（第7条関係）

特別支援教育就学奨励費支給申請書

年 月 日

久喜市教育委員会 あて

申請者（保護者） 住 所  
氏 名  
電話番号

（氏名は署名してください。記名押印も可能です。）

特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給を受けたいので、久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 学校名、児童・生徒氏名、学年

学校名	児童・生徒氏名	学年
久喜市立		年
久喜市立		年
久喜市立		年

2 添付書類

- 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第2号）
- 市区町村が発行した前年の収入を証明する書類（市が公簿等で確認できる場合は不要）
- その他教育委員会が必要と認める書類（ ）

3 同意事項

- 就学奨励費の支給認定及び支弁区分の決定に当たっての審査及び当該決定後の支給要件の確認等のため、教育委員会が、様式第2号「特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書」に記載した申請者の世帯の住民情報及び税務情報、生活保護の受給状況及び久喜市就学援助規則の規定による就学奨励費の受給状況を確認することに同意します。
- 学校に納めるべき学用品費、学校給食費等に未納があった場合には、就学奨励費から充当することに同意します。
- 転入した申請者については、転入前の市区町村における就学奨励費及び就学奨励費の受給状況を確認することに同意します。

4 委任事項

市から受ける就学奨励費について、その受領、物品購入等に係る代金の支払、返納及び学用品費等の未納分への充当事務に関する一切の権限（事務）を対象となる児童生徒が在学中の学校の校長に委任します。

様式第5号(第10条関係)

個人別支給台帳

(整理番号)No.

保護者等の氏名		保護者等の住所 〒				
久喜市立	学校	学年				
児童・生徒氏名		TEL( ) —				
支弁区分 <input type="checkbox"/> 支弁区分1(第5条第1項第1号該当) <input type="checkbox"/> 支弁区分2(第5条第1項第2号該当)						
区 分	第 1 回 年 月 日	第 2 回 年 月 日	第 3 回 年 月 日			計
修 学 旅 行 費	円					
校外活動費(宿泊なし)	円					
校外活動費(宿泊あり)	円					
学用品等購入費	円					
新入学児童生徒学用品費等	円					
オンライン学習通信費	円					
計	円					
受 領 印						
備 考						
	注 受領印は、別に受領に関する書類がある場合は不要					

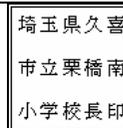
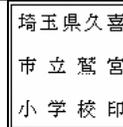
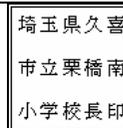
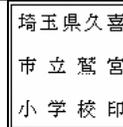
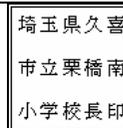
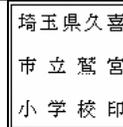
様式第5号(第10条関係)

個人別支給台帳

(整理番号)No.

保護者等の氏名		保護者等の住所 〒				
久喜市立	学校	学年				
児童・生徒氏名		TEL( ) —				
支弁区分 <input type="checkbox"/> 支弁区分1(第5条第1項第1号該当) <input type="checkbox"/> 支弁区分2(第5条第1項第2号該当)						
区 分	第 1 回 年 月 日	第 2 回 年 月 日	第 3 回 年 月 日			計
学 校 給 食 費	円					
修 学 旅 行 費	円					
校外活動費(宿泊なし)	円					
校外活動費(宿泊あり)	円					
学用品等購入費	円					
新入学児童生徒学用品費等	円					
オンライン学習通信費	円					
計	円					
受 領 印						
備 考						
	注 受領印は、別に受領に関する書類がある場合は不要					

久喜市教育委員会公印規程の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する訓令（案）	現行訓令（旧）																																			
<p>（休校中の公印の保管者等）</p> <p>第4条 <u>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）が休校する場合には、当該休校する期間における当該学校の学校印及び学校長印の保管者は、第2条の規定にかかわらず、久喜市教育委員会教育総務課長（以下「教育総務課長」という。）とする。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第2条関係）</p>	<p>（休校中の公印の保管者等）</p> <p>第4条 <u>久喜市立小学校及び久喜市立中学校</u> _____（以下「学校」という。）が休校する場合には、当該休校する期間における当該学校の学校印及び学校長印の保管者は、第2条の規定にかかわらず、久喜市教育委員会教育総務課長（以下「教育総務課長」という。）とする。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第2条関係）</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>公印の名称</th> <th>寸法 (ミリメートル)</th> <th>ひな形</th> <th>使用区分</th> <th>保管者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>埼玉県久喜市立栗橋南小学校長印</td> <td>方21</td> <td></td> <td>栗橋南小学校長名をもって発する文書</td> <td>栗橋南小学校長</td> </tr> </tbody> </table>	公印の名称	寸法 (ミリメートル)	ひな形	使用区分	保管者	略	略	略	略	略	埼玉県久喜市立栗橋南小学校長印	方21		栗橋南小学校長名をもって発する文書	栗橋南小学校長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公印の名称</th> <th>寸法 (ミリメートル)</th> <th>ひな形</th> <th>使用区分</th> <th>保管者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>埼玉県久喜市立栗橋南小学校長印</td> <td>方21</td> <td></td> <td>栗橋南小学校長名をもって発する文書</td> <td>栗橋南小学校長</td> </tr> <tr> <td>埼玉県久喜市立鷺宮小学校印</td> <td>方24</td> <td></td> <td>鷺宮小学校名をもって発する文書</td> <td>鷺宮小学校長</td> </tr> </tbody> </table>	公印の名称	寸法 (ミリメートル)	ひな形	使用区分	保管者	略	略	略	略	略	埼玉県久喜市立栗橋南小学校長印	方21		栗橋南小学校長名をもって発する文書	栗橋南小学校長	埼玉県久喜市立鷺宮小学校印	方24		鷺宮小学校名をもって発する文書	鷺宮小学校長
公印の名称	寸法 (ミリメートル)	ひな形	使用区分	保管者																																
略	略	略	略	略																																
埼玉県久喜市立栗橋南小学校長印	方21		栗橋南小学校長名をもって発する文書	栗橋南小学校長																																
公印の名称	寸法 (ミリメートル)	ひな形	使用区分	保管者																																
略	略	略	略	略																																
埼玉県久喜市立栗橋南小学校長印	方21		栗橋南小学校長名をもって発する文書	栗橋南小学校長																																
埼玉県久喜市立鷺宮小学校印	方24		鷺宮小学校名をもって発する文書	鷺宮小学校長																																

